

令和 2 年 4 月 17 日

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、「特定活動」の在留資格を許可し、外国人に対する本邦での雇用を維持するための支援を行うこととしました。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等

※詳細については、最寄りの地方出入国在留管理局へお問合せ願います。

【付与される在留資格・期間】

特定活動（就労可）・最大1年

【行うことができる活動】

受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける

活動

具体的には以下のような活動が指定されることとなります。

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項下欄第1号ハに規定する技能（試験により証明されるものに限る。）を修得するため、下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の業務に従事する活動

記

機関名 ○○○株式会社

（本店所在地 ○○県○○市○○町○○番○○号）

【要件】

ア 申請人が本特例措置により従事しようとする業務に係る報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること

イ 申請人が、受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること（希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る。）

なお、製造業3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）については、国内において、申請人が製造業各分野で対象となっている業務区分（職種）で勤務・実習中に解雇されたものに限られる。

ウ 受入れ機関が、申請人が特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける希望があることを理解した上で、申請人の雇用を希望するものであること

エ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること（在留外国人（就労資格に限られず、資格外活動許可を受けた者も含む。）を雇用した実績、出入国・労働関係法令の遵守等）

オ 受入れ機関が、申請人に対して特定技能に移行するために必要な技能等を身に付けることなどについて指導、助言等を行うことのほか、在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を行う担当者確保して適切に行うことが見込まれること

（注）支援については、例えば、受入れ機関が雇用する申請人が従前に所属して

いた監理団体や、特定技能へ移行する際に支援を委託する予定の登録支援機関において実施することも差し支えない。

力 受入れ機関が、申請人を受け入れることが困難となった場合には地方出入国在留管理局に速やかに報告することとしていること

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

支援の概要

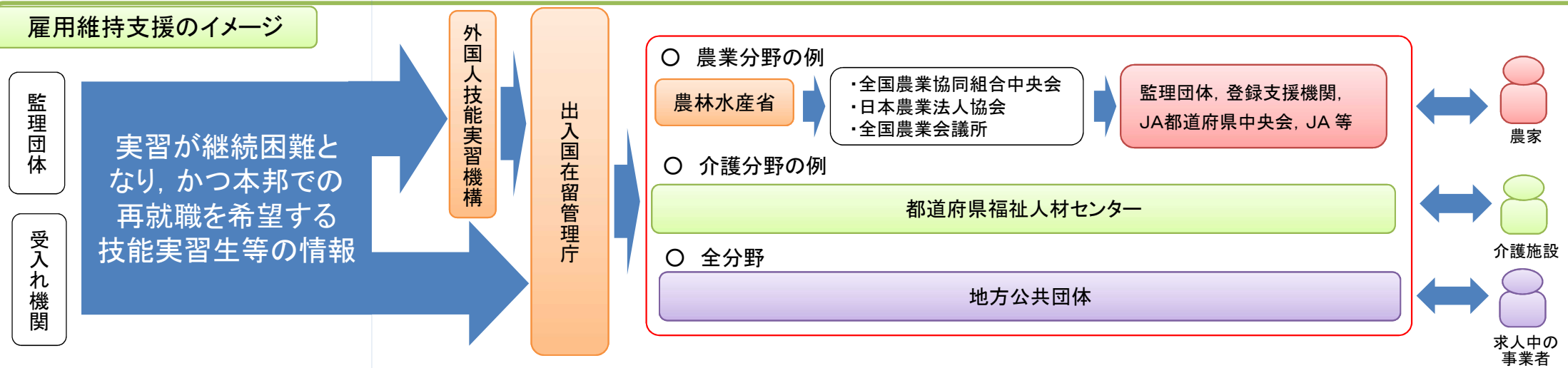
出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。

また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンター等と連携し、外国人からの各種相談に適切に対応する。

在留資格上の措置

- 在留資格「特定活動(就労可)」
 - 在留期間 最大 1年
 - 令和2年4月20日から実施
- 要件
- ・ 申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
 - ・ 申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること
(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る)
 - ・ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
 - ・ 受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
 - ・ 受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと

雇用維持支援のイメージ



個人情報取扱いに関する同意書

出入国在留管理庁長官 殿

私は、「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援のための個人情報の取扱いについて」に記載された個人情報の利用目的、関係機関等への提供等を理解し、個人情報の取扱いに同意します。

日付： 年 月 日

署名：_____

(以下の事項について記載願います。)

国籍・地域

生年月日

性 別 男 · 女

氏 名

在留カード番号

住居地

電話番号

電子メールアドレス

直近まで雇用されていた職種

任意記載欄（現在の受入れ機関・監理団体等の連絡先）※雇用維持支援に係る連絡を行う場合があります。

「機関名」 「担当者名」 「電話番号」

就労を希望する特定産業分野
(複数チェック可)

- ☐ 介護
- ☐ ビルクリーニング
- ☐ 素形材産業（※）
- ☐ 産業機械製造業（※）
- ☐ 電気・電子情報関連産業（※）
- ☐ 建設
- ☐ 造船・舶用工業
- ☐ 自動車整備
- ☐ 航空
- ☐ 宿泊
- ☐ 農業
- ☐ 漁業
- ☐ 飲食料品製造業
- ☐ 外食業

(※) 製造業3分野(素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野)については、国内において、製造業各分野で対象となっている業務区分(職種)で勤務・実習中に解雇されたものに限る。

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援のための個人情報の取扱いについて

出入国在留管理庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等が、引き続き本邦での就労を希望する場合、本邦での雇用を維持するため、再就職の支援を行うこととしました。

ついては、下記１の個人情報を下記２の利用目的のために利用すること、また下記３の関係機関等へ情報提供を行うことに同意する場合は、「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名の上、監理団体又は受入れ機関を通じて提出してください。

1 個人情報	国籍・地域、生年月日、性別、氏名、在留カード番号、住居地、携帯電話番号、電子メールアドレス、直近まで雇用されていた職種、就労を希望する特定産業分野（別添）
2 個人情報の利用目的	新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等が、引き続き本邦での就労を希望する場合の再就職支援のため
3 個人情報を提供する関係機関等	(1) 以下の地方公共団体（都道府県及び市区町村） ① 現在の住居地の属する地方公共団体 ② 現在の住居地の属する都道府県と同一の地域区分（注１）の各地方公共団体 ③ 現在の住居地の属する都道府県の隣接する都道府県（注２）の各地方公共団体 (2) 上記（１）の地方公共団体が運営等する職業紹介機関 (3) 全国農業協同組合中央会及び同グループ内組織 (4) 日本農業法人協会及び全国農業会議所（当該団体に係る地方組織を含む。） (5) 都道府県福祉人材センター (6) 職業紹介の許可を有する監理団体及び登録支援機関 (7) 受入れ機関候補となる事業者
4 個人情報に関する御連絡先	個人情報の取扱いに関する御連絡先、相談窓口開示／訂正／利用停止等のお申出は、最寄りの地方出入国在留管理局まで御連絡ください。

（注１）「地域区分」とは、別表１の都道府県とする。

（注２）「隣接する都道府県」とは、橋梁及びトンネルでの隣接を含む地続きの隣接都道府県とし、別表２のとおりとする。

[別表 1]地域区分

地域	都道府県
北海道	北海道
東北	青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島
南関東	埼玉，千葉，東京，神奈川
北関東・甲信	茨城，栃木，群馬，山梨，長野
北陸	新潟，富山，石川，福井
東海	岐阜，静岡，愛知，三重
近畿	滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山
中国	鳥取，島根，岡山，広島，山口
四国	徳島，香川，愛媛，高知
九州	福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島，沖縄

[別表2]隣接する都道府県

都道府県	隣接する都道府県
北海道	青森県
青森県	北海道、岩手県、秋田県
岩手県	青森県、宮城県、秋田県
宮城県	岩手県、秋田県、山形県、福島県
秋田県	青森県、岩手県、宮城県、山形県
山形県	宮城県、秋田県、福島県、新潟県
福島県	宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県
茨城県	福島県、栃木県、埼玉県、千葉県
栃木県	福島県、茨城県、群馬県、埼玉県
群馬県	福島県、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県
埼玉県	茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、山梨県、長野県
千葉県	茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県
東京都	埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県
神奈川県	千葉県、東京都、山梨県、静岡県
新潟県	山形県、福島県、群馬県、富山県、長野県
富山県	新潟県、石川県、長野県、岐阜県
石川県	富山県、福井県、岐阜県
福井県	石川県、岐阜県、滋賀県、京都府
山梨県	埼玉県、東京都、神奈川県、長野県、静岡県
長野県	群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県
岐阜県	富山県、石川県、福井県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県
静岡県	神奈川県、山梨県、長野県、愛知県
愛知県	長野県、岐阜県、静岡県、三重県
三重県	岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県
滋賀県	福井県、岐阜県、三重県、京都府
京都府	福井県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県
大阪府	京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県
兵庫県	京都府、大阪府、鳥取県、岡山県、徳島県
奈良県	三重県、京都府、大阪府、和歌山県
和歌山県	三重県、大阪府、奈良県
鳥取県	兵庫県、島根県、岡山県、広島県
島根県	鳥取県、広島県、山口県
岡山県	兵庫県、島根県、広島県、香川県
広島県	鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県
山口県	島根県、広島県、福岡県
徳島県	兵庫県、香川県、愛媛県、高知県
香川県	岡山県、徳島県、愛媛県
愛媛県	広島県、徳島県、香川県、高知県
高知県	徳島県、愛媛県
福岡県	山口県、佐賀県、熊本県、大分県
佐賀県	福岡県、長崎県
長崎県	佐賀県
熊本県	福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県
大分県	福岡県、熊本県、宮崎県
宮崎県	熊本県、大分県、鹿児島県
鹿児島県	熊本県、宮崎県
沖縄県	－

特定産業分野における業務（製造業3分野を除く）について

分野	従事する業務	
介護	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外	
ビルクリーニング	・建築物内部の清掃	多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務
建設	・型枠施工	指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事
	・左官	指導者の指示・監督を受けながら、墨出し作業、各種下地に応じた塗り作業（セメントモルタル、石膏プaster、既調合モルタル、漆喰等）に従事
	・コンクリート圧送	指導者の指示・監督を受けながら、コンクリート等をコンクリートポンプを用いて構造物の所定の型枠内等に圧送・配分する作業に従事
	・トンネル推進工	指導者の指示・監督を受けながら、地下等を掘削し管きよを構築する作業に従事
	・建設機械施工	指導者の指示・監督を受けながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積込み、掘削、締固め等の作業に従事
	・土工	指導者の指示・監督を受けながら、掘削、埋め戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業に従事
	・屋根ふき	指導者の指示・監督を受けながら、下葺き材の施工や瓦等の材料を用いて屋根をふく作業に従事
	・電気通信	指導者の指示・監督を受けながら、通信機器の設置、通信ケーブルの敷設等の電気通信工事の作業に従事
	・鉄筋施工	指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋加工・組立ての作業に従事
	・鉄筋継手	指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋の溶接継手、圧接継手の作業に従事
	・内装仕上げ	指導者の指示・監督を受けながら、プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事
	・表装	指導者の指示・監督を受けながら、壁紙下地の調整、壁紙の張付け等の作業に従事
	・とび	指導者の指示・監督を受けながら、仮設の建築物、掘削、土止め及び地業、躯体工事の組立て又は解体等の作業に従事
	・建築大工	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取り付け等の作業に従事
	・配管	指導者の指示・監督を受けながら、配管加工・組立て等の作業に従事
	・建築板金	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の内装（内壁、天井等）、外装（外壁、屋根、雨どい等）に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事
	・保温保冷	指導者の指示・監督を受けながら、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業・化学工業等の各種設備の保温保冷工事作業に従事
	・吹付ウレタン断熱	指導者の指示・監督を受けながら、吹付ウレタン断熱工事等作業に従事
	・海洋土木工	指導者の指示・監督を受けながら、水際線域、水上で行うしゅんせつ及び構造物の製作・築造等の作業に従事
造船・船用工業	・溶接	手溶接、半自動溶接
	・塗装	金属塗装作業、噴霧塗装作業
	・鉄工	構造物鉄工作業
	・仕上げ	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業
	・機械加工	普通施盤作業、数値制御施盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業
	・電気機器組立て	回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業
自動車整備	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備	
航空	・空港グランドハンドリング	航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降業務、航空機内外の清掃整備業務
	・航空機整備	運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体、装備品又は部品の整備業務全般
宿泊	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務	
農業	・耕種農業全般	栽培管理、農産物の集出荷・選別等
	・畜産農業全般	飼養管理、畜産物の集出荷・選別等
漁業	・漁業	漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等
	・養殖業	養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲（穫）・処理、安全衛生の確保等
飲食品製造業	・飲食品製造業全般	
外食業	・外食業全般	

特定産業分野における業務（製造業3分野）について

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について、製造業3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）については、国内において、申請人が製造業各分野で対象となっている業務区分（職種）で勤務・実習中に解雇されたものに限られます。

分野	従事する業務	
素形材産業	・鋳造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事
	・鍛造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事
	・ダイカスト	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熔融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する作業に従事
	・機械加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事
	・金属プレス加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事
	・工場板金	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事
	・めっき	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事
	・アルミニウム陽極酸化処理	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、アルミニウムの表面を酸化させ、酸化アルミニウムの皮膜を生成させる作業に従事
	・仕上げ	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事
	・機械検査	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事
	・機械保全	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事
	・塗装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事
	・溶接	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事
産業機械製造業	・鋳造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事
	・鍛造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事
	・ダイカスト	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熔融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する作業に従事
	・機械加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事
	・金属プレス加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事
	・鉄工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、鉄鋼材の加工、取付け、組立てを行う作業に従事
	・工場板金	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事
	・めっき	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事
	・仕上げ	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事
	・機械検査	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事
	・機械保全	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事
	・電子機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う作業に従事
	・電気機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気機器の組立てや、それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事
	・プリント配線板製造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事
	・プラスチック成形	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業に従事
	・塗装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事
	・溶接	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事
	・工業包装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工業製品を輸送用に包装する作業に従事
電気・電子情報 関連産業	・機械加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤などの各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事
	・金属プレス加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事
	・工場板金	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事
	・めっき	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事
	・仕上げ	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事
	・機械保全	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事
	・電子機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う作業に従事
	・電気機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気機器の組立てや、それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事
	・プリント配線板製造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事
	・プラスチック成形	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業に従事
	・塗装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事
	・溶接	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事
	・工業包装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工業製品を輸送用に包装する作業に従事

解雇等された外国人の方への就労継続支援のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生などの外国人労働者の方々が、再就職し、就労が継続できるよう、当面の間の特例措置として、**最大1年間の「特定活動（就労可）」の在留資格を許可**することとしています。

対象者

以下の方々と、**転職・就職先と雇用契約（注）を結ばれた方**

- 解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生
- 解雇等され、就労の継続が困難となった外国人労働者
(在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等)
- 採用内定を取り消された留学生 など

(注) 特定産業分野に限られます。



申請手続

外国人の方の住居地を管轄する地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動（就労可）」への在留資格資格の変更許可を申請してください。

上記の対象となる方のうち、**転職・就職先を見つけることが難しい場合は、国のサポートによる求人事業者とのマッチング支援を受けることができます。**



お問い合わせは最寄りの地方出入国在留管理局・出張所まで

連絡先一覧 <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>



マッチング支援の流れ

STEP 1

氏名、連絡先、希望する分野（特定産業分野）などの必要事項を「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載し、提出してください（注）。

(注) 「特定技能」の場合は地方出入国在留管理局に、その他の在留資格の方は、出入国在留管理庁に提出してください。

「個人情報の取扱いに関する同意書」→



STEP 2

出入国在留管理庁から、関係省庁などを通じ職業紹介機関に提供

STEP 3

職業紹介機関による転職・就職先企業とのマッチングの実施

STEP 4

転職・就職先企業との雇用契約の締結

STEP 5

地方出入国在留管理局・出張所に「特定活動（就労可）」への在留資格変更の申請、許可





会社で働けなくなった外国人の方に

新型コロナウイルスのために、仕事ができなくなった技能実習生など外国人の方が、引き続き日本で仕事ができるよう、しばらくの間、特別に、**最大1年間、働くことができる「特定活動」の在留資格を認める**こととしています。

在留資格をもらえる方

次の方で、別の会社と契約（注）した方

- 会社をやめると言われるなど、研修ができなくなった技能実習生
- 会社をやめると言われるなど、仕事ができなくなった外国人労働者
(例：在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」など)
- 採用が取り消された留学生 など

(注) 特定技能の分野だけです。



手続の方法

近くの地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を申請してください。

会社をやめると言われた方で、別の会社を見つけることが難しい場合は、国のサポートで、会社とのマッチングを受けることができます。



お問い合わせは近くの地方出入国在留管理局・出張所まで

連絡先 <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>



マッチング支援の流れ

STEP 1

名前、連絡先、希望する分野（特定技能の分野）など必要な情報を「個人情報の取扱いに関する同意書」に書いて、提出してください（注）。

(注) 「特定技能」の在留資格の方は地方出入国在留管理局に、「それ以外の在留資格」の方は、出入国在留管理庁に提出してください。

STEP 2

出入国在留管理庁から、関係省庁などを通じて、仕事を紹介する機関に提供

STEP 3

仕事を紹介する機関が、あなたと新しい会社をマッチング

STEP 4

新しい会社と契約

STEP 5

「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を地方出入国在留管理局・出張所に申請、許可

